

〈ご支援のお願い〉

～すべての子どもたちに未来を～

高等学校等入学準備金給付を開始します！

恵庭市では平成27年度から経済的理由により修学が困難な生徒を対象に、高等学校等入学準備金の給付事業を開始します。

※入学準備金は、恵庭市就学援助制度の準要保護の認定の要件を満たしている者に対して、高等学校等に入学決定後、速やかに生徒一人につき3万円を支給します。

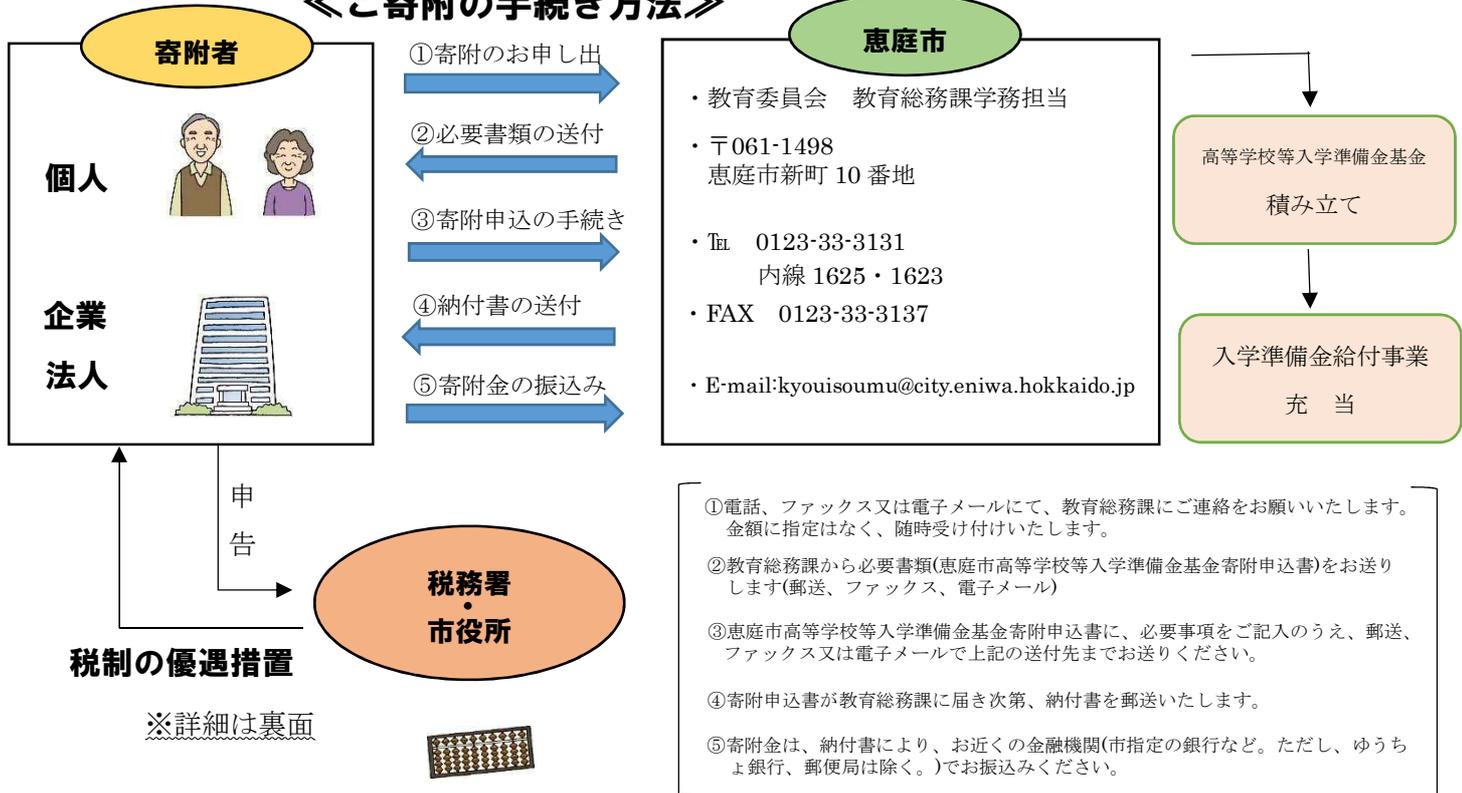
この入学準備金の財源の一部として、皆さまからのご寄附を積み立てる「**入学準備金基金**」を新設し、新しい支援制度を始めます。

ひとりでも多くの子どもたちを支え応援するため、本事業への温かいご支援をお願いします！



・ご寄附をお申し出下さる場合は、以下の手続き方法をご覧のうえ、お申し込みください。

〈ご寄附の手続き方法〉



《 税 の 優 遇 措 置 》

地方公共団体への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。

1. 寄附者が個人の場合

寄附金が、2 千円を超える額については、個人住民税及び所得税の寄附金控除の適用が受けられます。

ア) 地方税法上(住民税)の寄附金税額控除額

基本控除額＋加算額※1

- ・基本控除額＝((寄附金額又は総所得額の 30%(いずれか低い額))－2 千円)×10%
- ・加算額＝(寄附金額－2 千円)×(90%－(0～45%※2)×1.021)

※1 加算額は、住民税所得割額の 2 割が限度となります。

なお、この加算額が限度額以下であれば、地方公共団体に対する寄附金のうち、2 千円を越える部分については、所得税と合わせて全額が控除されることとなります。

※2 0～45%については、寄付者に適応される所得税の最も高い税率

イ) 所得税法上の寄附金控除額

寄付金額又は総所得金額 40%(いずれか低い金額)－2 千円

2. 寄附者が法人の場合

法人税法上、全額損金算入

3. 寄附金控除等の手続き

個人の方が寄附金控除を受けるには、所得税の確定申告若しくは住民税の申告が必要です。

